

平成31年東温市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年 3月14日

東温市監査委員 安部 修治
同 山内 数延

平成30年度 定期監査（第4回）結果報告書

1 工事監査（監査の対象工事）

番号	監 査 対 象 工 事	主 管 課
(1)	松瀬川水路改修工事その1	農林振興課
(2)	西谷小学校プール屋根改修工事	学校教育課
(3)	アート・ヴィレッジとうおん創生拠点施設整備事業	企画政策課
(4)	東温アートヴィレッジセンター小劇場舞台床組工事	企画政策課
(5)	東温アートヴィレッジセンター交流サロン電気工事	企画政策課
(6)	市立幼稚園（3園）電気空調設備工事	保育幼稚園課

2 実施日時

平成31年2月26日（火）9：00～16：30

3 監査の方法

平成29年度において施工した工事の内から、上記6件を抽出し監査を行った。実施にあたっては、工事主管課に対して関係書類の提出を求めるとともに、関係職員からの説明を聴取した。その後、現場において関係職員の立会いのもと、施工状況調査を実施した。

4 工事の概要

(1) 松瀬川水路改修工事その1（主管課：農林振興課）

松瀬川地域の水路改修を行うことで、維持管理に伴う農業従事者の労務の軽減および、農業経営の効率化を図るため実施した。

施工場所	東温市松瀬川
水路改修工事	L=149m
契約方法	指名競争入札
完成年月日	平成30年3月28日
施工業者	株式会社 富久
請負金額	5,010,000円

(2) 西谷小学校プール屋根改修工事（主管課：学校教育課）

台風により破損した西谷小学校のプール屋根テント部分の改修を行った。

既存テント（3スパン）撤去
7スパン屋根テント設置
プールサイド滑り止め設置

施工場所	東温市則之内乙835番地 東温市立西谷小学校
契約方法	指名競争入札
完成年月日	平成29年11月30日
施工業者	有限会社 大興建設
請負金額	6,896,880円

(3) アート・ヴィレッジとうおん創生拠点施設整備工事 (主管課：企画政策課)

文化芸術関連産業の創出によるアーティスト及び関連人材の移住促進を目指す「アートヴィレッジとうおん構想」を推進するための中核施設を整備する目的で、市内商業施設「クルルス・モール」2階の一部を対象として建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他改修工事を行い、多目的稽古場、交流サロン、小劇場を備えるアート・ヴィレッジとうおん創生拠点施設を整備した。

施工場所	東温市見奈良1125番地 「クルルス・モール」内
契約方法	一般競争入札
完成年月日	平成30年3月25日
施工業者	株式会社 岡崎工務店
請負金額	70,298,000円

(4) 東温アートヴィレッジセンター小劇場舞台床組工事 (主管課：企画政策課)

アート・ヴィレッジとうおん創生拠点施設整備工事实施にあたり、小劇場の舞台部分について、当初はコンクリート下地に簡素なビニール材を敷き詰める設計となっていたが、利用者の身体的負担の軽減及び1階店舗への振動軽減を図るため、追加で床組工事の施工が必要となったため実施した。

施工場所	東温市見奈良1125番地 「クルルス・モール」内
契約方法	随意契約
完成年月日	平成30年3月25日
施工業者	株式会社 岡崎工務店
請負金額	1,299,240円

(5) 東温アートヴィレッジセンター交流サロン電気工事 (主管課：企画政策課)

アート・ヴィレッジとうおん創生拠点施設整備工事实施にあたり、当初は「クルルス・モール」との建物賃貸借時に現状渡しを受けた既設照明器具を再利用する設計となっていたが、本体工事において実施した点灯試験の結果、全88台のうち14台に安定器の不具合が生じており、点灯させるためには安定器の交換が必要となったため実施した。

施工場所	東温市見奈良1125番地 「クルルス・モール」内
契約方法	随意契約

完成年月日 平成30年3月25日
施工業者 株式会社 岡崎工務店
請負金額 216,000 円

(6) 市立幼稚園（3園）電気空調設備工事（主管課：保育幼稚園課）

夏季における園児及び職員に対する熱中症等の対策のため幼稚園施設の空調設備を整備したものの。

施工場所 東温市田窪1108番地 重信幼稚園
東温市樋口1400番地 北吉井幼稚園
東温市北方2655番地 川上幼稚園

契約方法 指名競争入札

完成年月日 平成29年9月30日
施工業者 日機愛媛 株式会社
請負金額 35,326,800 円

5 監査の結果

各工事の書類を検査した結果、設計、契約、発注から完成に至るまでの一連の書類等は不備なく整備されており、施工後の状況も各現場において検査した結果、設計図面等に従い良好に施工されていることを確認した。

ただし、「東温アートヴィレッジセンター小劇場舞台床組工事」、「東温アートヴィレッジセンター交流サロン電気工事」については、「アート・ヴィレッジとうおん創生拠点施設整備工事」の追加工事として変更契約とするよう、施工業者、施工監理業者と協議を重ねたが、協議が整わなかったため別工事として発注していた。

また、「東温アートヴィレッジセンター小劇場舞台床組工事」は、追加工事としたため、国の地方創生拠点整備交付金の対象外とし、市の単独事業となった。

今後、施設整備事業を進める前には、計画段階から利用者目線で考え、基本的な事項は設計しておくとともに、変更契約のあり方についても研究し、施工業者との協議の場等では、入札条件や契約条項等により変更契約についての理解を得ることが必要と思われる。